

Vietnam Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターをお届けしております。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける商事調停に関する新政令について

| Page 1/2 |

2017 年 6 月 No.VNM_005

1. はじめに

経済活動の国際統合という観点において、ベトナムでは、企業による事業活動により魅力的な投資環境が構築されつつある。その結果、商事紛争の増加と共に、かかる紛争の解決手段の必要性が増している。現在、ベトナム法において、商事紛争については、調停、仲裁又は裁判による解決が認められているが、商事紛争における当事者の多くが、調停ではなく仲裁又は裁判による紛争解決を選択している。その理由として、調停による商事紛争の解決が多くの法律文書（海洋法、商法、投資法等）において言及されているにもかかわらず、かかる法規は、当事者が調停結果や手続に関する具体的規定や指針なしに、調停により紛争を解決することに合意できる旨の一般原則を認めているに過ぎないという点が挙げられる。商事紛争の複雑化に伴い、国際的慣行に即し、かつ、ベトナムにおける実務的需要を満たす柔軟な紛争解決の仕組みが求められている。かかる状況に鑑み、ベトナム政府は、商事紛争解決方法の多様化に対応した法的基盤を築き、国内外の投資家のために健全かつ安定した投資事業環境を構築することを目的として、2017 年 2 月 24 日付けで商事調停に関する政令第 22/2017/ND-CP 号（以下「政令 22」という。）を發布した。政令 22 は、2017 年 4 月 15 日から施行されている。

2. 適用範囲

政令 22 は、紛争解決手段としての商事調停の原則、条件及び手続、ベトナムにおける調停センターの設立条件並びにベトナムにおける外国機関による商事調停活動について規定する。政令 22 に基づく商事調停は、仲裁と同様に、商業活動から生じる紛争、一方若しくは複数の当事者が商業活動に従事している場合の紛争又は他の法律において商事調停によって解決されるよう規定される紛争に適用される紛争解決方法である。商事調停サービスは、ベトナムにおける登録調停人、調停センター又は既存の仲裁センターによる提供が認められており、外国の調停センターは、その支店及び / 又は駐在員事務所をベトナムに置くことにより活動を行うことができる。

3. 商事調停の条件

商事調停は、紛争の両当事者が調停合意を締結していることを条件とする。かかる調停合意は、契約における調停条項として又は個別の合意として、書面で締結されていなければならない。紛争の両当事者は、紛争発生の前後を問わず、かつ、紛争解決過程のいずれの時点においても、調停合意を締結することができる。調停合意の規定は、法律上の禁止事項に違反してはならず、社会道徳に反せず、かつ、義務を回避したり第三者の権利を侵害したりしてはならない。

4. 手続

政令 22 は、商事調停当事者間の合意を尊重して、かかる当事者が商事調停センターの調停規則に従うか、又は当事者間で合意した調停手続（調停命令、手続、調停人の人数、調停の時間及び場所等の調停過程に関する同意を含むがこれに限られない。）を適用するかについて合意することを認めている。商事調停手続に関する合意がない場合、調停人は、関係当事者の承認により、当該紛争の性質上最も適切と思われる手続を適用する。商事調停は、両当事者の合意により、一又は複数の調停人によって行われる。商事調停人は、紛争解決過程のいずれの時点においても、事案上並びに両当事者の期待及び承諾に照らして適切とみなす場合は、紛争の解決につき提案を行うことができる。



5. 調停成立と効力

調停人は、(a) 紛争当事者のいずれかからの要求、又は (b) 調停人が、当事者らと相談の上、調停手続を継続する必要がないと判断した時点をもって、商事調停の終了を決定することができる。

調停が無事に成立した場合、仲裁の場合と同様に、その内容を関係当事者及び担当調停人の作成により書面の合意として記録しなければならない。成立した調停結果は、両当事者に対して拘束力を有するものであり、政令 22 においては、その執行に関して、各当事者が民事訴訟法の規定に従って成立した調停結果を承認するよう裁判所に求めることが認められている。したがって、かかる承認は直ちに実施されなければならない、上訴手続による上訴は認められていない。成立した調停は、ベトナムの裁判所による承認をもって、民事判決の執行に関する法に基づき強制執行が可能である。

政令 22 に基づき、商事調停による紛争解決においては、両当事者の調停手続への参加が任意のものであること、かつ、権利義務が平等であることが確保されなければならない。さらに、別途両当事者が書面で合意した場合又は法律で規定する場合を除き、調停案件に関連する情報は、秘密に保たなければならない。



CONTACTS

> View
About | Vietnam Practice

★ HANOI



三浦 康晴 (アソシエイト)

ベトナム登録外国弁護士

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017 年 2 月より APAC のハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> View
Profile

● TOKYO



鈴木 由里 (パートナー)

第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。

> View
Profile

● TOKYO



上東 亘 (アソシエイト)

第二東京弁護士会

日本で弁護士実務を経験した後、2012 年 9 月から約 2 年間、ハノイ法科大学内で教鞭をとりました。2015 年 3 月より APAC のハノイオフィスに出向してクロスボーダー法務、M&A、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出をサポートしています。

> View
Profile

★ HO CHI MINH CITY



ゲン・ティ・クウィン・ザオ (コンサルタント)

2006 年にベトナム社会主義共和国弁護士として登録してから 10 年にわたりベトナム法実務に携わってきました。外資系企業のベトナム進出や事業展開に関する案件の豊富な経験を有し、M&A、不動産法務、一般企業法務、労働法務等の分野で幅広く活躍しています。

※ 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

> View
Profile

● TOKYO



二本松 裕子 (パートナー)

第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

> View
Profile

● TOKYO



戸松 夏子 (アソシエイト)

東京弁護士会

2013 年 8 月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

> View
Profile

[お問い合わせ先] E-mail: aandsvietnam@aplav.jp